

平塚市家庭用省エネ給湯設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市内において、家庭用省エネ給湯設備を導入した者に対し、当該導入費用を予算の範囲内で補助することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、令和4年3月に本市が行ったゼロカーボンシティ宣言に基づき、脱炭素社会に向けて令和32年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現することを目指し、家庭におけるエネルギー消費のうち大きな割合を占める給湯設備の脱炭素化を進めるため、家庭用省エネ給湯設備に係る整備費用の一部を補助することにより、家庭部門の脱炭素化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用コージェネレーション設備 ガス等から取り出した水素を利用して発電し、かつ、排熱を給湯システムで利用する設備をいう。
- (2) エコキュート 大気中の熱からヒートポンプ技術を活用して電気を有効的に使い、大気熱エネルギーをくみ上げることで、熱エネルギーを生み出すヒートポンプ型給湯機をいう。
- (3) ハイブリッド給湯機 高効率ガス給湯機、電気式ヒートポンプ、貯湯タンクのユニットを組み合わせた構造を持ち、ガスと電気のそれぞれの長所を活かした加熱運転を行う高効率給湯機をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、平塚市内において実施される次の各号に定める事業とする。

- (1) 自ら居住又は居住を予定している住宅（店舗等の併用住宅含む。以下同じ。）への家庭用コージェネレーション設備、エコキュート又はハイブリッド給湯機の設置。
- (2) 家庭用省エネ給湯設備付き建売住宅の購入。

2 補助対象事業は、令和8年2月27日までに完了することとする。なお、前項第1号に定める事業においては、家庭用省エネ給湯設備の設置が完了し、かつ、代金を支払い、領収書を受領した時点を事業の完了とし、前項第2号に定める事業においては、当該住宅へ移転し、かつ、家庭用省エネ給湯設備の使用が可能となった時

点を事業の完了とする。

- 3 設置する家庭用省エネ給湯設備は、商用化され、導入実績があるものであり、かつ、国の給湯省エネキャンペーン2025事業の補助対象製品であるものとする。
ただし、中古設備及び業務用設備は対象外とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、前条第1項に掲げる補助対象事業を行うもので、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 他の法令又は予算制度に基づく国の補助を受けていないこと。
- (2) 補助金の交付申請時に、市税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、1住宅当たり1基として家庭用省エネ給湯設備の設置価格(消費税額及び地方消費税額除く。)の2分の1以内の額とし、上限額は次の各号のとおりとする。

- (1) 家庭用コージェネレーション設備 600,000円
- (2) エコキュート 250,000円
- (3) ハイブリッド給湯機 300,000円

(補助対象からの排除)

第7条 市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、補助金の交付申請を行う者(以下「申請者」という。)が、同条例第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者である場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

- 2 市長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が前項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(交付の申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該家庭用省エネ給湯設備の工事着工前に、平塚市家庭用省エネ給湯設備導入補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、令和8年2月27日までに市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象となる家庭用省エネ給湯設備の設置に係る費用が分かる書類
- (2) 補助対象となる家庭用省エネ給湯設備の型番が分かる書類
- (3) 市税の納入状況確認同意書(第2号様式)若しくは平塚市の市税完納証明書又は未納がないことの証明
- (4) 平塚市家庭用省エネ給湯設備導入補助金誓約書(第3号様式)

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について平塚市家庭用省エネ給湯設備導入補助金交付・不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

(変更等の承認)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、平塚市家庭用省エネ給湯設備導入補助金事業計画変更等申請書（第5号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容又はこれに係る経費等に変更が生じたとき。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し変更承認の可否及び交付決定内容の変更について、平塚市家庭用省エネ給湯設備導入補助金変更決定通知書（第6号様式）により、補助金交付決定者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金交付決定者は、平塚市家庭用省エネ給湯設備導入補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる添付書類を添えて、令和8年2月27日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し

(2) 保証書の写し

(3) 家庭用省エネ給湯設備の施工前後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付請求)

第12条 補助金交付決定者は、前条の規定による報告を行った後において、平塚市家庭用省エネ給湯設備導入補助金交付請求書（第8号様式）に振込先口座が分かる通帳等の写しを添えて市長に提出し、補助金を請求することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときから30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助金交付決定者が規則第13条に定めるもののほか、この要綱の規定に反したとき、その他の補助金を交付することに不適当な事情があると市長が認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の交付後においても適用するものとし、当該補助金の交付決定を取り消したときは、平塚市家庭用省エネ給湯設備導入補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（財産処分の制限）

第15条 補助金交付決定者は、当該補助金により取得した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換又は廃棄してはならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

2 規則第15条ただし書の規定による市長が別に定める期間は、当該補助金により設置した設備を取得した日から、6年とする。

3 第1項の規定により承認を受ける場合は、平塚市家庭用省エネ給湯設備導入補助金財産処分届出書（第10号様式）を市長に提出することにより受けるものとする。

4 市長は、補助金交付決定者が財産処分をすることにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に返還させることができる。

5 市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行状況に関して報告を求め又は職員によって随時調査をすることができる。

（協力）

第16条 補助金交付決定者は、地球温暖化対策又はエネルギー政策のため、本補助事業において家庭用省エネ給湯設備を設置した住宅のエネルギー使用量の報告等を求められたときは、積極的に協力するものとする。

2 補助金交付決定者は、平塚市が行う環境に関する施策への協力に努めるものとする。

（関係書類の整備）

第17条 規則第16条に規定する会計帳簿その他証拠となるべき書類は、当該交付

決定を受けた事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から6年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日において規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けている者についての補助金の請求、決定の取消し等の規定の適用については、失効日後もなおその効力を有する。